

【新旧対比】 給水装置工事申請申込書（様式1-3）

[現行]

(様式1-3)

給水装置工事申請申込書

東京都水道局長 殿

申請年月日	年	月	日
お客さま番号			
区	水道番号	区分	C/D

簡易契約事項を掲載の上、本件内の該当する申込み・申請項目に「✓」印を付け、必要事項を記入してください。
 申込み書は、「給水装置施行承認申込み」及び「給水装置（新設・改定・撤去）工事申込み」の両方に申込みを、
 「指定給水装置工事業者設計審査申込み」の両方に施工を記入してください。
 申込み書（施工）及び「指定給水装置工事業者」は、本申込書に記載された申込み・申請内容を確認し、簡易事項、
 必要事項等の該当する項目に承認した上で、お申し込みください。
 指定給水装置工事業者は、申込み書（施工）に対して工事内容、使用材料等について説明を行ってください。
 また、完成設置引渡しとともに、完成図を申込み書（施工）に提出してください。

詳細 お客さま番号			
区	水道番号	区分	C/D

給水装置工事施行承認申込み
 給水装置（新設・改定・撤去）工事申込み
 指定給水装置工事業者設計審査申込み（新設・改定・撤去）

工事種別	区・市・町	丁目	番	号	本
申込み書（施工）	住所（地区）	町	丁目	番	号
指定給水装置工事業者（表出代理人）	住所	町	丁目	番	号
工事費請求先（電設施工者記入）	住所	町	丁目	番	号

(1) 申込み者
 (2) 表出代理人
 (3) その他

区	水道番号	区分	C/D
---	------	----	-----

〒 _____ 所コード _____ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 作成

現在記入していないため削除

【工事申込みにあたっての注意事項】
 1 工事費請求先欄には、工事費の請求、通知又は送附を行う者の口名を記入してください。③その他の場合は在席、氏名及び電話番号を記入してください。
 2 工事費は現金納付です。工事終了後、建費（送金又は建付）を行います。
 3 給水利用開始前14営業日までに、指定期間内に工事費を納入されない場合は、工事の申込みを取り消されたものとみなします。
 4 給水利用開始前14営業日以降に、工事費納入の日から3月を経過しても工事費手の依頼がされない場合は、工事の申込みを取り消されたものとみなします。
 5 工事費請求先に対して手続、通知又は送附ができない場合は、工事申込み書に請求又は通知します。

[変更後]

(様式1-3)

給水装置工事申請申込書

東京都水道局長 殿

申請年月日	年	月	日
お客さま番号			
区	水道番号	区分	C/D

簡易契約事項を掲載の上、本件内の該当する申込み・申請項目に「✓」印を付け、必要事項を記入してください。
 申込み書は、「給水装置施行承認申込み」及び「給水装置（新設・改定・撤去）工事申込み」の両方に申込みを、
 「指定給水装置工事業者設計審査申込み」の両方に施工を記入してください。
 申込み書（施工）及び「指定給水装置工事業者」は、本申込書に記載された申込み・申請内容を確認し、簡易事項、
 必要事項等の該当する項目に承認した上で、お申し込みください。
 指定給水装置工事業者は、申込み書（施工）に対して工事内容、使用材料等について説明を行ってください。
 また、完成設置引渡しとともに、完成図を申込み書（施工）に提出してください。

詳細 お客さま番号			
区	水道番号	区分	C/D

給水装置工事施行承認申込み
 給水装置（新設・改定・撤去）工事申込み
 指定給水装置工事業者設計審査申込み（新設・改定・撤去）

工事種別	区・市・町	丁目	番	号	本
申込み書（施工）	住所（地区）	町	丁目	番	号
指定給水装置工事業者（表出代理人）	住所	町	丁目	番	号
工事費請求先（電設施工者記入）	住所	町	丁目	番	号

(1) 申込み者
 (2) 表出代理人
 (3) その他

区	水道番号	区分	C/D
---	------	----	-----

〒 _____ 所コード _____ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 作成

「✓」による記入
新お客さま番号付番時印字される箇所

【工事申込みにあたっての注意事項】
 1 工事費請求先欄には、工事費の請求、通知又は送附を行う者の口名を記入してください。③その他の場合は在席、氏名及び電話番号を記入してください。
 2 工事費は現金納付です。工事終了後、建費（送金又は建付）を行います。
 3 給水利用開始前14営業日までに、指定期間内に工事費を納入されない場合は、工事の申込みを取り消されたものとみなします。
 4 給水利用開始前14営業日以降に、工事費納入の日から3月を経過しても工事費手の依頼がされない場合は、工事の申込みを取り消されたものとみなします。
 5 工事費請求先に対して手続、通知又は送附ができない場合は、工事申込み書に請求又は通知します。